

バリアフリー改修に対する固定資産税の減額措置について

新築された日から10年以上を経過した住宅用家屋等について、一定のバリアフリー改修を行った場合、3ヶ月以内に申告すると、改修工事の完了した年の翌年度分に限り、当該家屋に係る固定資産税額(100㎡相当分まで)が3分の1減額されます。

減額を受けられる要件

・家屋の要件

- (1)新築された日から10年以上を経過した住宅であること(賃貸住宅を除く)
- (2)人の居住の用に供する部分の床面積が当該住宅の床面積の2分の1以上であること
- (3)改修後の当該住宅の床面積が50㎡以上であること。
- (4)改修後の当該住宅の床面積が280㎡以下であること。(平成30年4月1日以降に改修した場合のみ)
- (5)次のいずれかに該当する人が居住する住宅であること

ア. 65歳以上の人

イ. 要介護認定又は要支援認定を受けている人

ウ. 障害のある人

・バリアフリー改修工事の要件

- (1)平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間に工事を完了していること
- (2)人の居住の用に供する部分について改修が行われたものであること
- (3)次の工事で、補助金等を除く自己負担額が50万円を超えるもの

・廊下の拡幅 ・階段の勾配の緩和 ・浴室の改良 ・便所の改良

・手すりの設置 ・床の段差の解消 ・引き戸への取替え ・床表面の滑り止め化

減額の対象

一戸あたり床面積100㎡分(住宅部分に限る)に係る固定資産税額の1/3

申告の方法

改修後3ヶ月以内に税務課固定資産税係に備え付けの「バリアフリー改修に係る固定資産税減額申告書」を提出してください。

なお、申告の際は、下記の書類を添付してください。

必要書類

- 改修工事に係る明細書(当該改修工事の内容及び費用の確認ができるもの)
- 改修工事箇所の写真
- 領収書(改修工事費用を支払ったことを確認することができるもの)
- 補助金などの交付・給付決定書の写し
- 該当する区分に応じた書類
 - ・ 65歳以上の高齢者 …………… 住民票の写し(市内在住の人は不要)
 - ・ 要介護及び要支援認定者 …………… 介護保険の被保険者証の写し
 - ・ 障害者 …………… 身体障害者手帳, 精神障害者保健福祉手帳等の写し

※新築住宅特例や耐震改修特例の対象となっている年度には適用されません。

※バリアフリー減額措置は一戸について1回限りとなります。

※必要によっては、職員が現地調査を行う場合があります。